

学校給食費無償化と 地元食材使用に対する認識は

問 学校給食について、①給食費の無償化を行う考えは。②給食における地元食材の使用に対する本市の認識と取組は。

答 教育次長 ①令和四年度は国の地方創生臨時交付金を活用し、一食当たりの給食費単価を増額した上で、十月から六か月間、給食費の全額無償化を行った。これにより、多くの保護者などから好意的な評価を受けたほか、食材費の確保により、食育推進や食の安全・安心・安定に寄与したと考えている。学校給食法において、調理施設や設備、運営に係る

経費は学校設置者の負担とされているが、食材費は受益者である保護者の負担とされている。このため学校給食費の無償化を実施するためには国による法令等の整備が必要であると考えることから、今後は国や県の動向を注視していく。②食材の地産地消は、地元食材を知る・楽しむ・大切にするなど、食育の観点からも重要であると考えており、これまでも学校給食に地元食材を取り入れたふるさと給食などの取組を行ってきた。今後も、地元食材を使用した給食の提供を積極的に進めていく。

江本 浩二



本市の宝である海を守るため 市民活動団体との連携は

問 海岸清掃ボランティア団体等との連携や支援に対する認識は。

答 市長 住みよい沼津をつくる市民運動実践活動等の制度を通じ、海岸清掃活動への支援として、ごみ袋の提供や回収したごみの処理を行ってきた。また、令和三年度からは、ボランティア団体をはじめ企業、自治会、行政などが連携し、年二回程度、志下海岸の清掃を実施しており、互いの顔が見える関係性が構築されつつあるとともに、海岸環境に対する思いの共有が図られている。海岸清掃は、自然への感謝や、郷土への

誇りと愛着の念を持つきっかけになることから、今後も、ボランティア団体等との連携を図りながら、ニーズの把握に努めるほか、課題の共有やその解決に向けて、より一層の関係性の強化に取り組み、本市の宝である海を守っていく。



▲市民と協働で行われる海岸清掃

山下 富美子



用語解説



※1 ペット同伴避難 (P.7)

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットと一緒に避難所まで同行避難した後、飼い主がペットと一緒に同じ場所避難生活を送ること。



※2 第一種市街地再開発事業 (P.7)

市街地再開発事業は、老朽化した建築物が密集し、生活環境が悪化した地区において、敷地を共同利用し中高層の建築物に建て替えることで、快適で安全なまちに再生する事業のこと。このうち第一種事業では、現在の土地や建物の所有権等が、再開発後のビルやマンションの区分所有権等と等価交換される権利変換方式によって行われ、本市では現在、アーケード名店街の再開発事業計画が認可された。



※3 企業版ふるさと納税 (P.8)

正式名称を地方創生応援税制といい、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除される仕組みのこと。

※4 会計年度任用職員 (P.8)

令和2年4月の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い新設された非常勤職員のこと。任期は1会計年度の範囲内とし、フルタイムとパートタイムの職に区分される。これにより従来の臨時職員は会計年度任用職員へと移行した。

※5 インボイス制度 (P.8)

複数税率(8%・10%)に対応した消費税の仕入税額控除の方式のこと。インボイスと呼ばれる適格請求書の発行により、税額が明確となり、不正やミスを防ぐというメリットが期待される一方、小規模事業者等を中心に、税負担や実務負担が増加するという意見もある。

※6 ふるさと給食 (P.9)

地元の食材を使った料理や郷土料理を献立に取り入れた学校給食のこと。本市では月に一度、ふるさと給食の日を設けている。

